

ウェルカニとっとり得々割 ワクチン検査パッケージ実施マニュアル

割引適用期間

延長 令和5年1月10日（火）～ 令和5年3月31日（金）

目次

01. ワクチン・検査パッケージ運用ガイドライン	P.1
02. 本人確認書類	P.4
03. 参考資料	P.5

追加、変更内容を赤字記載

—ご注意ください—

本マニュアルおよびQ&Aに記載のない事項については、事務局までお問い合わせください。
本資料に記載の情報は、記載日時点の情報です。最新情報については、公式ホームページのQ&A等であわせてご確認ください。

ウェルカニとっとり得々割事務局

事務局所在地 〒680-0846
鳥取県鳥取市扇町58 ナカヤビル2階

電話 0857-36-9091

FAX 0857-23-9500

E-mail tottori-travel@31.tripwari.jp（宿泊施設様専用）

営業時間 平日／09：30～17：00
土・日・祝日は休業 12/30～1/3は休業

ワクチン検査パッケージ 運用ガイドライン

はじめに

本マニュアルおよびQ&Aに記載のない事項については、事務局までお問い合わせください。
本資料に記載の情報は、記載日時点の情報です。最新情報については、公式ホームページのQ&A等であわせてご確認ください。

ワクチン・検査パッケージ 運用ガイドライン ※後日提出は一切不可

商品造成・販売時に明記すること

販売の条件 (いずれか)	以下のいずれかの提示を同意させる ・ ワクチン接種済（3回目接種） ・ 確認日の3日前以降の検体採取による検査結果が陰性であること ※抗原定性検査の場合は前日又は当日
利用条件	・ ワクチン接種歴又は陰性の結果が利用条件であることについて明記し、旅行者の同意を得ること ・ 全国旅行支援の適用有無及び事前確認の状況について当日対応者に伝えること ・ 陰性の検査結果の確認には必要な事項が記載された検査結果通知書が必要 ※旅行者自らが検査キットを用いて実施した検査結果は認められません。
検査結果通知書	①受験者氏名 ②検査結果 ③検査方法 ④検査所名 ⑤検体採取日 ⑥検査管理者氏名 ⑦有効期限 以上が明記されているものを利用
写し等への対応	予防接種済証等を撮影した画像や写し等の提示も可能
取消料の明記など	①条件を満たさない場合 （検査結果が陽性の場合、検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合等）の対応 （取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容、前日・当日の連絡先、参加可否等） →割引、電子クーポンの配布対象外となること ②複数人のグループの一部が条件を満たさない場合の同行者の対応 （取消料の扱い、代金変更が発生する場合はその内容、前日・当日の連絡先、参加可否等） →条件を満たさない方のみ割引・電子クーポン配布の対象外となること
検査費用が代金に含まれる場合	検査費用が代金に含まれる場合、検査費用が代金に含まれること、検査方法（PCR検査等、抗原定性検査）、検体採取の方法（郵送検査、来店検査）を明記する
確認書類の持参忘れ	当日までにいずれかを確認できない場合、 後日の提出は一切不可
検査結果の活用	移動前にPCR検査等を受けることを推奨すること

ワクチン検査パッケージ 運用ガイドライン

旅行者の同意事項	
利用条件	ワクチンを接種済又は検査結果が陰性であること
接種済証又は検査結果通知書の確認	- 予防接種済証又は検査結果通知書を事前確認又は当日の確認の際に確認を行う者（宿泊施設であればフロントスタッフ、ツアーの場合は添乗員など）に提示すること 対面販売では事前に確認を行う（あらかじめ、来店時の旅行参加者の本人確認書類及びワクチン接種済証の持参についてホームページ等で案内をする）事前確認を行わなかった場合は、事前確認の状況について、当日確認を行う者に伝達する。検査結果については有効期限があり確認できる期間が限られていることから、宿泊日当日の確認とする
感染対策	- 基本的な感染対策を怠らない - 旅行開始日の2週間前から感染リスクを避けて生活すること
複数人のグループの場合の対応	複数人のグループの場合、代表者が旅行者全員分のワクチン接種歴の持参が必要

販売後～旅行開始日宿泊日当日の確認事項	
本人確認	- 予防接種済証又は検査結果通知書の事前確認を実施する場合は、ツアー開始時又はチェックイン時等に本人確認を行う ※本人確認書類については4ページ参照
本人確認者	- 添乗員付きツアーの場合は、添乗員等が行う - 添乗員が付かない日帰りツアーの場合は、集合場所に係員を配置する等の体制を確保して行う - 添乗員が付かない宿泊付きツアーの場合は、宿泊施設のフロントスタッフ等が行う - 宿泊施設の直接予約やOTAを通じた予約の場合は宿泊施設のフロントスタッフ等が行う
予防接種済証等の確認	- 本人であること（身分証明書等のより確認） 3回目の接種年月日（予防接種済証及び接種記録者の場合のみ）ワクチンのシール（3回目のシールが貼られていることを確認）
検査結果の確認	- 本人であること（身分証明書等により確認） - 検査結果（陰性であることを確認） - 有効期限（旅行開始日において有効期限を過ぎていないことを確認） - 検査方法（PCR検査等、抗原定性検査のいずれかであることを確認）

《留意点》

- 確認時や待ち時間で密にならないよう配慮する
- 予防接種済証又は検査結果通知書の確認において写しをとることや事務局への提出は不要

ワクチン検査パッケージ 運用ガイドライン

条件を満たさない場合の運用	
① 検査結果陽性の場合	- 医療機関又は受診・相談センターを紹介するなどして、受診につながるよう必ず促す - 同行者が陽性であり、当人がその同居人である等、濃厚接触者と考えられる旅行者については、保健所に相談する等の対応を促す
② ①以外で条件を満たさない場合	（検査結果が「判定不能」であった場合、確認書類を持参しなかった場合、検査結果が間に合わなかった場合等） - 旅行者や宿泊業者が抗原定性検査を実施している場合又は抗原定性検査を提供する場所が近隣に存在する場合は案内を行う 上記の抗原定性検査の実施が難しい場合 ▶ ツアーについては、ツアー販売時に示している方法（取消料）を案内する ▶ 宿泊サービスについては、予防接種済証又は検査結果通知書の確認を条件としていない別の宿泊のプランを提案する等の対応を必要に応じて行う
その他の条件	
学校等の活動	「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行い、ワクチン・検査パッケージは活用しない。 また、保育所、認定こども園、児童福祉法における児童福祉施設を含みません。学校等の活動における同行する大人についても学校等の活動の範囲内であれば、ワクチン接種歴及び検査結果の確認は不要です
未就学児	- 同居する親等の監護者が同伴し、監護者のワクチン・検査パッケージの確認ができた場合、12歳未満は検査不要 同居する親等の監護者が同伴しない12歳未満はワクチン2回接種又は陰性の検査結果通知書の提示が必要 - ただし、自粛要請の対象となる場合（地域観光事業支援ではレベル2以下の適用となるため、まん延防止重点措置区域に係る県またぎ移動が該当）にあたっては、6歳以上12歳未満は検査結果の陰性確認が必要
異なる宿泊施設を連続して利用する場合	旅行開始日において有効な検査結果通知書は旅行期間中は有効な検査結果として扱うことが可能。旅行開始日の確認は旅行開始日以降の全ての日の宿泊を確認できる書類（領収書等）により行うこととし、この書類と旅行開始日において有効な検査結果通知書の提示がある場合は再度の検査は不要

ワクチン検査パッケージ

《検査結果通知書の有効期限》

■ PCR検査・抗原定量検査の場合

確認日（チェックイン日）の3日前以降の検体採取によるもの

■ 抗原定性検査の場合

確認日（チェックイン日）当日または前日の検体採取によるもの

宿泊日

検体採取日	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14
PCR検査等	対象外	対象			
抗原定性検査	対象外			対象	

■ 本人確認書類について

キャンペーンの利用にあたっては、旅行者全員のワクチン接種証明書等または検査結果通知書（陰性証明書）等と本人確認書類の提示が必須です。

《本人確認書類（有効期限内のもの）》 ※原本のみ可 後日提出は一切不可

運転免許証、マイナンバーカード、運転経歴証明書、在留カード、

特別永住者証明書、障害者手帳等福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、

国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書

健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、学生証、公共料金の領収書（電気・ガス・水道など）、国税または地方税の領収書または納税証明書、社会保険料の領収書、住民票の写し（個人番号の記載がなく、発行後3か月以内のもの）

《18歳未満の本人確認について》

18歳未満の利用者については、法定代理人の本人確認書類（運転免許証、旅券等）で代用可能です。

なお、法定代理人が同行しない場合に限り、法定代理人の本人確認書類はコピー可とします。

接種証明証の様式例

- ・ 3回目接種日を確認する
※4回目、5回目の接種券を持参の場合は3回目の接種歴が確認できれば利用可能
- ・ 運転免許証等により本人のものが確認

【接種券番号の記載のある接種済証】

※自治体によってレイアウト等が異なる場合があります。

平190-1920
東京都千代田区豊が田1-2-2
厚生 太郎

**新型コロナウイルスワクチンを受けられます。
費用負担はありません。**

**接種を受けるときは、
この用紙と予防票を忘れずにお持ちください。**

**この用紙は、あなたが3回目のワクチン接種をした事実を
証明する大事な用紙ですので、大切に保管してください。**

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時接種)
Certificate of Vaccination for COVID-19

あなたの接種券番号:

3回目 接種年月日	接種券番号 (シール貼付時)	氏 名	厚生 太郎
年		姓 名	〇〇県〇〇市〇〇 100-00
月		生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生
日			〇〇県〇〇市

新型コロナウイルスワクチン1、2回目接種記録

	1回目	2回目
接種年月日	年 月 日	年 月 日
メーカー		
Lot No.		

※ * 記載された部分の記録については、別途、当該接種の実施者から発行された接種済証、接種記録書、接種説明書等によって証明されます。

運転免許証等により
本人のものが確認

3回目接種日を
確認

検査結果通知書の様式例

次の項目が記載されているか確認する

- ① 受検者氏名
- ② 検査結果
- ③ 検査方法
- ④ 検査所名
- ⑤ 検体採取日
- ⑥ 検査管理者氏名
- ⑦ 有効期限

検査結果通知書

- この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。
- 利用の際に、身分証明書とともに提示してください。
- 新型コロナウイルス感染者の患者であるかどうかの診断には用いることができません。

陽性の方は、速やかに医療機関を受診してください。

☐ 受検者氏名 〇〇 〇〇 (フリガナ 〇〇 〇〇)

☐ 検体採取日^{※1} 2021年〇月〇日

☐ 検査結果 陰性 ・ 陽性 ・ 判定不能

☐ 有効期限^{※2} 2021年〇月〇日

☐ 検査方法 PCR検査等 ・ 抗原定量検査 ・ 抗原定性検査

☐ 検体 唾液 ・ 鼻腔ぬぐい液 ・ 鼻咽頭ぬぐい液

☐ 使用した検査試薬又は検査キット名 〇〇 〇〇

※1 検査日のみがわかる場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。
 ※2 有効期限：PCR検査等は採取日+3日、抗原定性検査は検査日+1日

☐ 事業所名（又は検査所名） 〇〇 〇〇

☐ 検査管理者氏名 〇〇 〇〇

【陽性の場合】

☐ 医療機関を受診してください。

☒ 受診・相談センターに電話し受診先について相談してください
 電話番号 03-XXXXX-XXXX

運転免許証等により、
本人のものが確認。

陰性であることを
確認。

有効期限内であることを
確認。

いずれかの検査で
あることを確認。